平成２２年（フ）第１９４６号
京都市北区鞍馬口通新町東入長乗東町194番地１　コーポ弘和303号、申立時の住所京都市上京区鞍馬口通千本東入閻魔前町１番地２　四宮方
債務者　安藤　裕通
１　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野澤　　健
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月２日午前11時
５　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６１８号
堺市南区原山台１丁７番５―107号
債務者　西川生花店こと　西川　　實
１　決定年月日時　平成23年３月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　奥田　直之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月２日午後２時
５　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６１９号
堺市南区原山台１丁７番５―107号
債務者　西川　縫惠
１　決定年月日時　平成23年３月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　奥田　直之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月２日午後２時
５　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２３８号
堺市北区北長尾町３丁４番28号　グリフィンドールミドル15号
債務者　峯電業社こと　峯垣眞佐美
１　決定年月日時　平成23年３月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　奥田　直之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月２日午後２時
５　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５９号
茨城県常陸大宮市宇留野2176番地の１
債務者　瀧　　正秀
１　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　植崎　明夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月25日午前11時
５　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４２５号
横浜市都筑区早渕１丁目３番31号　ボンヌシャンス101
債務者　出来　利弘
１　決定年月日時　平成23年３月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　本田　知之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月24日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４２号
長野県松本市大手１丁目５番９―1504号、前住所長野県松本市大字松原58番地７
債務者　泉　　俊二
１　決定年月日時　平成23年３月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石曽根清晃
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月31日午後２時
５　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第７７号
静岡県焼津市利右衛門2785番地の５
債務者　増田　光子
１　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　矢田　倫子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月25日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５０号
愛知県豊橋市下地町字北村88番地の１
債務者　榊原　秋雄
１　決定年月日時　平成23年３月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　池田　　至
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月13日午前10時40分
５　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第４３５号
福井県坂井市三国町宿１丁目14番10号
債務者　仲川　　広
１　決定年月日時　平成23年３月３日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩本　雄太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月14日午後２時15分
５　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５１号
愛知県豊橋市老津町字池上283番地
債務者　細田　純子
１　決定年月日時　平成23年３月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　犬飼　裕行
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月15日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２８９号
佐賀県小城市三日月町長神田2182番地２
債務者　南里　和之
１　決定年月日時　平成23年３月３日午後１時40分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井上　和弘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月９日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４６２号
佐賀県佐賀市開成２丁目12番13号
債務者　内田　茂洋
１　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中村　健一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月23日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３１９５号
札幌市手稲区明日風５丁目３番７―102号
債務者　水木　洋子
１　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５６５号
札幌市南区澄川４条２丁目６番13号　プレミエール澄川42―201号
債務者　渡部　千夏
１　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９２７号
札幌市北区篠路７条２丁目１番18号
債務者　岩渕　　恒
１　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９３５号
札幌市北区篠路７条２丁目１番18号
債務者　岩渕　博子
１　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部